



生活困窮者自立支援事業

多久市生活自立支援センターだより



すてっぴ

第56号（2021年8月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。



令和3年度から

重度心身障害者医療費助成の対象が拡充されました



「重度心身障害者医療費助成」は、重度の心身障害者の方が病院などで診療を受けられた場合に、要した医療費のうち保険診療にかかる自己負担分の一部を助成する制度です。

今年度から新たに精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者も対象となりました。なお、助成を受けるためには、受給資格者証の交付申請手続きが必要です。ただし、医療費助成を受けるには所得制限がありますのでご注意ください。

対象者	対象医療	助成額
① 身体障害者手帳 1 級・2 級所持者 ② 児童相談所等の判定した知能指数が 35 以下の方 ③ 身体障害者手帳 3 級所持者でかつ判定知能指数 50 以下の方 ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者	入院及び 通院医療費	自己負担 500 円/月を控 除した額

※精神病床の入院費は補助対象外となります。（上表①～③に該当する場合を除く）
※自立支援医療受給者証（精神通院）は、これまで通り申請が必要です。

手続き方法

窓口での申請となります。

申請窓口：多久市役所福祉課 高齢・障害者福祉係（市役所 1 階）

☎0952-75-4823

※持参書類等については、上記へお問い合わせください。



多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

【TEL】0952-75-3593

【FAX】0952-75-6590

【相談時間】8:30～17:00

※休み…土・日・祝・年末年始

北島（主任相談支援員）・安藤（家計改善支援員）・小野原（就労準備支援員）

文責：安藤（家計改善支援員）